

学校図書館の充実に向けて

1 学校図書館の目的

図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること。

(学校図書館法第2条)

2 学校図書館の運営

○学校は、以下の方法によって、学校図書館を児童・生徒、教員の利用に供するものとする。

- ・ 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- ・ 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- ・ 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- ・ 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童・生徒に対し指導を行うこと。
- ・ 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

○学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(学校図書館法第4条)

3 学校図書館の機能

学校図書館は、児童・生徒の読書活動や児童・生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童・生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童・生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(学校図書館の整備充実について(通知)(平成28年11月29日 文部科学省))

4 学校図書館の現状 ※第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」より

(1) 図書資料の整備について

学校図書館図書標準の達成を目指し、図書資料の購入を進めてきているが、刊行後時間の経過とともに最新の情報を記載していない古い図書が保有されている状況にある。

また、図書の選定基準や廃棄基準の策定率も増加しているものの未だ半数程度に留まっており、計画的な整備が進展していない。

※図書標準達成校の割合(全国)

| 校種 | 平成27年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|-------|
| 小学校 | 66.4% | 71.2% |
| 中学校 | 55.3% | 61.1% |

(2)新聞配備状況について

学習指導要領では、新聞を教材として活用することが位置づけられ、選挙権年齢や成年年齢の引下げ等に伴い、児童・生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につける上で、発達段階に応じて複数紙配備が必要である。

※新聞の配備校の割合(全国)

| 校種 | 平成27年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|-------|
| 小学校 | 41.1% | 56.9% |
| 中学校 | 37.7% | 56.8% |

(3)学校司書の配置状況について】

学校司書については、学校図書館の運営の改善・向上、児童・生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に貢献している。

平成26年6月の学校図書館法の改正により、学校への学校司書の配置が努力義務となった。近年、厳しい財政状況の中でも、学校司書を配置する学校は増加しており、その必要性が強く認識されている。

※学校司書の配置校の割合(全国)

| 校種 | 平成27年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|-------|
| 小学校 | 58.8% | 69.1% |
| 中学校 | 57.1% | 65.9% |

(4)総括

学校図書館の整備充実は進展しているものの、全ての学校での学校図書館図書標準の達成や新聞の配備には至っていない。そのため、引き続き、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備と学校司書の配置拡充を図ることが必要。であり、これらの実現に向けた措置が一層必要であることを踏まえ、令和4年度からの5年間を期間とする、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定する。

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(令和4年1月24日 文部科学省)

4 日の出町立学校学校図書館の充実に向けて

(1)実態把握

以下の項目で調査し、日の出町立学校学校図書館の整備・運営状況を把握するとともに、課題を明確にして、改善策を講じる。

(調査項目)

- 図書購入費(過去5年間)
- 蔵書冊数及び学校図書館図書標準達成率
- 司書教諭指名及び図書担当
- 図書ボランティアの活動状況
- 学校図書館環境整備・運営の方法
- 図書資料等の選書・廃棄の方法及び手順
- 読書活動の取組状況
- 児童・生徒の図書委員会の活動状況
- 公立図書館との連携状況
- 学校図書館運営上の課題
- 読書活動推進上の課題
- 教育課程届出上の位置付け

(2) 充実に向けた方向性

令和6年度から複数年計画で、町立小中学校において、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置を進める。

【学校図書館図書の整備】

社会の変化や学問の進展を踏まえた児童・生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、学校図書館図書標準の達成のための新たな図書の整備に加え、計画的な図書の更新を図る。

【学校図書館への新聞配備】

選挙権年齢の18歳以上への引下げ（平成27年6月 公職選挙法等改正）や成年年齢の18歳への引下げ（令和4年度 民法規定）に伴い、児童・生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることが一層重要になっており、発達段階や地域の実情に応じた、学校図書館への新聞の複数紙配備（国の目安：小学校：1校あたり2紙、中学校等：1校あたり3紙を目安）を図る。

【学校司書の配置】

改正学校図書館法における、学校司書配置の努力義務規定を踏まえ、学校司書の各学校図書館への配置を検討する。

【教育委員会における学校支援について】

学校及び学校図書館への支援のため、（仮）学校図書館支援担当の設置及び活用、学校図書館指導員等の配置などについて検討する。

(3) 考えられる方策(例)

○（仮）学校図書館活用実践推進校事業

- ・ 図書標準達成（**新聞配備**）への予算措置と学校司書（家計年度任用職員）の配置
- ・ **学校図書館を活用した読書活動、探究の学習活動の充実**
- ・ 学校図書館の**環境整備**やICT化と公立図書館との連携
- ・ 校内ミニ図書スペースの設置（階段踊り場、学級文庫等）

○（仮）学校図書館を活用した居場所づくりモデル事業

- ・ 休日・放課後の学校図書館の活用（居場所づくり）
- ・ 本の閲覧だけでなく、交流の場、習い事の場として活用
- ・ 学校地域の「学びの空間」「交流の空間」「知の拠点空間」を目指す。

○町立図書館と学校図書館の連携強化（まちじゅう図書館**構想**）

- ・ 町立図書館は、図書館の運営管理だけでなく、学校図書館の管理・運営の支援、サポートデスクの役割を担う。しかし、限界があるので、町民ボランティアとの連携協働体制づくりをする。
- ・ 指定校（（仮）学校図書館活用実践推進校事業、（仮）学校図書館を活用した居場所づくりモデル事業）以外は、町立図書館から学校図書館支援担当が巡回支援
- ・ 町立図書館の学校図書館支援担当が今後、配置を検討する学校司書をはじめ、学校の図書担当や図書ボランティアのサポートをする。
- ・ 町公共施設（役場、やまびこホール）にもテーマ設定し図書コーナーを設置する。